

開評発 0104 第 3 号
平成 30 年 1 月 4 日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省
参事官（能力評価担当）
（公印省略）

技能検定の受検資格について

技能検定の受検資格については、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 45 条、職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「規則」という。）第 64 条から第 64 条の 6 まで及び技能検定の受検資格を定める告示（昭和 45 年労働省告示第 18 号。以下「昭和 45 年告示」という。）等に定めています。

このうち、技能検定 3 級の受検資格については、現在、当該検定職種に関する学科に在学する者であれば、実務経験がなくとも受検資格が付与されています。一方で、当該検定職種に関連しない学科に在学する者が、課外活動等で当該検定職種に係る同等以上の講習を履修した場合であっても、受検資格が付与されていないことから、こうした場合にも受検資格を付与するよう要望がなされてきました。

このような状況を踏まえて検討を行い、平成 30 年 1 月 4 日付け開発 0104 第 1 号により、厚生労働省人材開発統括官から都道府県知事宛てに別添のとおり通知しましたので、関係団体に周知いただきますようお願い申し上げます。